

関西広域連合の取り組み

1 関西広域連合からの共同声明の発出

平成 23 年 3 月 13 日（日）に関西広域連合委員会を開催し、次のとおり「東北地方太平洋沖地震支援対策にかかる関西広域連合からの緊急声明」を発出した。

東北地方太平洋沖地震支援対策にかかる 関西広域連合からの緊急声明

平成 23 年 3 月 13 日

わが国観測史上最大となる M9.0 の大地震が 3 月 11 日に発生し、東北地方を中心に、甚大な被害をもたらした。

被害の全容は、まだ判明していないが、激甚な被害が発生し、多くの生命が失われた。犠牲となられた皆様に対し、心から哀悼の意を表するとともに、今なお多くの行方不明の方々の一日も早い所在確認を祈る。また、避難所での厳しい生活を余儀なくされている被災者の皆様にお見舞いを申し上げ、いまだに孤立状態にある皆様に、速やかに救援の手がさしのべられることを願う。

一日も早く、被害の全容が明らかになり、速やかな復旧・復興が行われることを心から願う。

この大災害に際して、16 年前、阪神・淡路大震災の被災地である関西だからこそ、本日、急遽、広域連合の構成府県が集まり、その経験と教訓を活かし、関西広域連合として、関西が一つにまとまり、持てる力を結集して、被災地に対し、出来る限りの応援をすることを決定した。

そのため、今後、関西広域連合及びその構成府県は、東北地方太平洋沖地震の被災地・被災者に対して、持てる力を結集し、支援メニューを早急に提示し、現地のニーズに応えつつ、以下のとおり、積極的に取り組んでいく。

1 被災地対策

関西広域連合は被災地、被災者対策に全力をあげる。

とりわけ、早急に避難生活を支えるための支援に取り組む。

2 支援物資等の提供

非常食、毛布、仮設トイレなどに加え、阪神・淡路大震災の被災地としての経験等から、必要性が高いと思われるブルーシート、ポリタンク、ベビー用品等、きめ細かい視点で支援物資を提供していく。

3 応援要員の派遣

避難者へのこころのケア対策、全国から集まるボランティアの調整、建物の応急危険度判定等のための職員のほか、復旧・復興段階では、土木・建築、農林水産等の技術者等の派遣などについても対応していく。

4 避難生活等の受け入れ

府県営住宅の提供、高齢者、入院患者等の災害弱者の病院や施設への紹介、転入学手続きの簡素化による学童の受け入れ等、これらの受け入れ窓口の開設も検討する。

これらの支援を迅速かつ的確に行うため、関西広域連合は構成府県と協働して、特に被害の大きな福島県、岩手県、宮城県に対し、主として京都府と滋賀県は福島県、大阪府と和歌山県は岩手県、兵庫県と徳島県と鳥取県は宮城県を中心に支援する。併せて、福井県、三重県、奈良県、政令市などにも協力を求めていく。

なお、各被災県に関西広域連合の現地連絡所を開設し、被災地のニーズを的確に把握し情報を広域連合に集約することにより、以後の支援内容について協議のうえ構成府県で効果的な支援を行う。

今後も、状況の推移を見極めながら、構成府県や関係機関と連携しながら、順次適切に支援を行っていく。

なお、原子力災害対策については、関西広域連合としても積極的に協力を行っていくので、重大な事態に陥らないよう、安全対策に万全を期すことを、強く国に要請する。

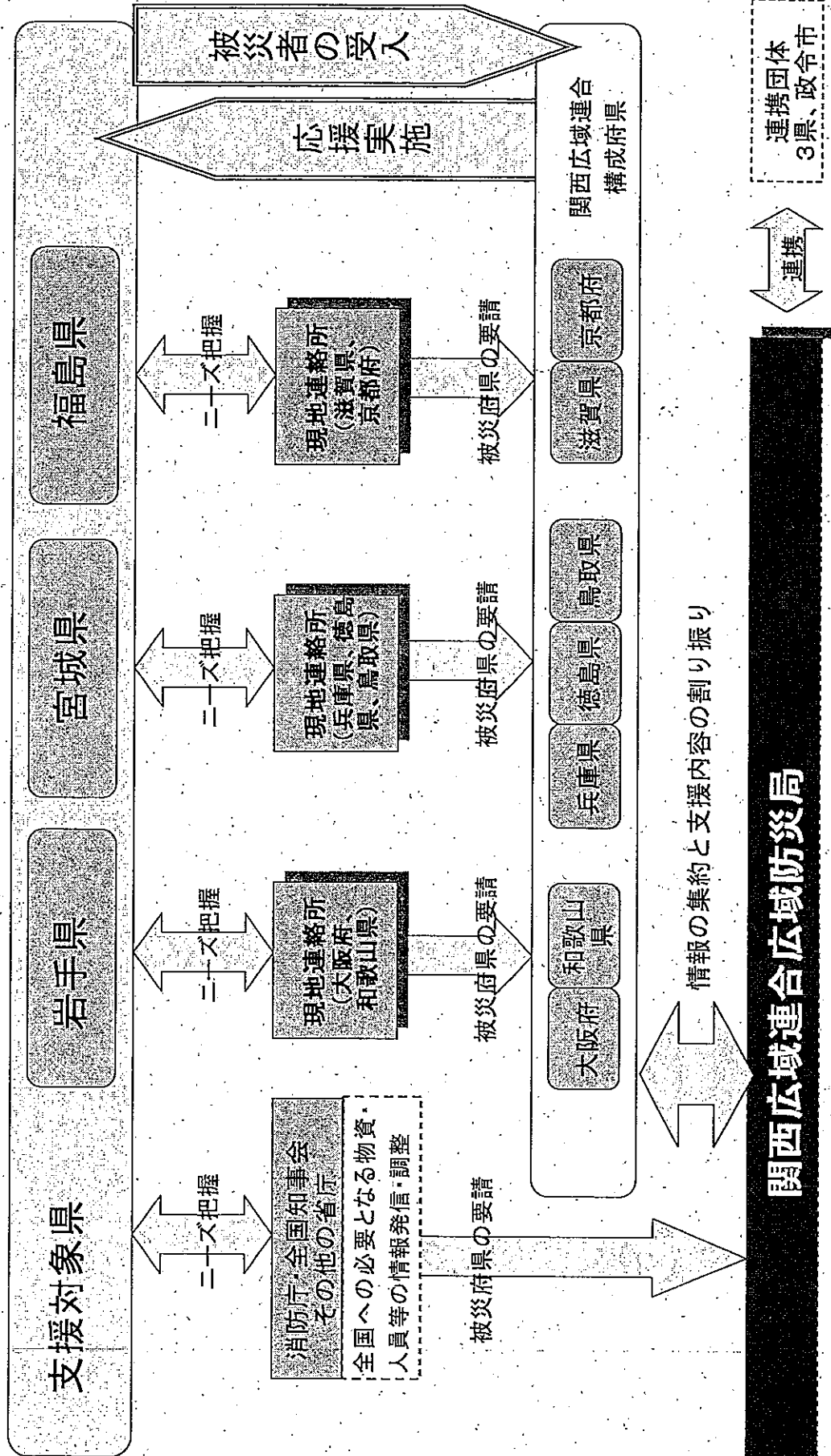
関西地方の方々におかれては、今後とも、被災地の復旧・復興活動へのご支援、ご協力をお願いします。

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	橋 下 徹
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門

2 関西広域連合 応援・被災者受入調整システム

- 1 関西広域連合現地連絡所が把握した被災者のニーズを担当府県に連絡
(担当府県) ①大阪府、和歌山県→岩手県 ②兵庫県、徳島県、鳥取県→宮城県 ③滋賀県、京都府→福島県
- 2 関西広域連合は、担当府県のみで対応が困難な支援、さらには各府県や全国知事会等からの支援要請に応じて、各府県の対応能力等を踏まえ支援内容を割り振り
- 3 現地連絡事務所や関西広域連合から連絡を受けた各府県は、広域連合の構成府県として被災県に物資・人員等を提供
- 4 被災地からの被災者の受入について関西広域連合構成府県で行う



関西広域連合広域防災局

○原則毎日、関西広域連合構成府県の被災地支援状況の発信

3 関西広域連合現地連絡所の設置・充実

I 設置目的

関西広域連合が行う東北地方太平洋沖地震被害支援について、各被災県のニーズを的確に把握し、支援を円滑に実施するために被災地内に現地連絡所を設置する。

II 業務内容

阪神・淡路大震災の経験から、支援を受け入れる各被災県の災害対応に負担をかけないことを旨とし、以下の支援活動を行う。

- (1) 関西広域連合の構成府県が行う支援の現地での受け入れの確認を行い、各被災県と受け入れ拠点から被災地への輸送調整等を実施する。
- (2) 現地の被災状況と交通情報を収集し、逐次報告する。
- (3) 各被災県の被災ニーズを把握し、逐次報告する。
- (4) 阪神・淡路大震災の経験を生かし、応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例を伝え、今後、発生する対応業務についての情報提供・対応支援を行う。

III 設置場所・時期

被災県	設置場所	設置時期	担当府県
岩手県	岩手県庁内	3月14日(月) 17:00	大阪府、和歌山県
宮城県	宮城県庁内	3月14日(月) 10:30	兵庫県、徳島県、鳥取県
福島県	会津若松合同庁舎内	3月16日(水) 9:30	京都府、滋賀県
	福島県庁内	3月16日(水) 13:00	

※ 各被災県の負担を軽減するため、衛星携帯電話など必要な用品は持ち込み、食料や宿泊場所・用品は各府県で確保

※ 福島県現地連絡所は、原発事故の関係で設置時期が3月16日となった。

IV 現地連絡所の充実・今後の予定

(1) 宮城県現地連絡所

甚大な被害を受けた市町を支援するため、3月23日から兵庫県・鳥取県・徳島県の県・市町村職員等で構成する3市町支援本部（気仙沼市・石巻市・南三陸町）を設置

(2) 岩手県現地連絡所

岩手県庁内にある現地連絡所を、4月1日から岩手県庁周辺のオフィスを借りて現地事務所へと充実を図るため準備・調整中

(3) 福島県現地連絡所

当面は福島県庁内・会津若松合同庁舎内の2カ所体制を維持する予定だが、状況に応じてさらに連絡所を増設することも想定

4. 人員派遣、支援物資の提供

1 警察部隊（広域緊急援助隊含む）の派遣実績

延べ派遣人数（3/27現在）		実派遣人数（3/27）
刑事部隊	754名	69名
警備部隊	2,459名	227名
交通部隊	969名	63名
計	4,182名	359名

※ 大阪府分については調査中のため含まず。

2 緊急消防援助隊の派遣実績

延べ派遣隊数（3/27現在）		実派遣隊数（3/27）
陸上部隊	4,973隊	115隊
航空部隊	76隊	5隊
計	5,049隊	120隊

3 DMATの派遣実績

延べ派遣隊数（3/27現在）	備考
234隊	3/22 派遣終了

4 日本赤十字社の医療救護班の派遣実績

延べ派遣隊数（3/27現在）		実派遣人数（3/27）
医師	159名	7名
看護師	359名	19名
薬剤師	55名	3名
臨床心理士	5名	0名
臨床検査技師	6名	0名
診療放射線技師	6名	0名
事務職	275名	14名
救助班	222名	13名
支部職員	32名	1名
ボランティア	15名	1名
こころのケア担当	20名	0名
連絡調整員	27名	3名
計	1,244名	61名

5 構成府県からの職員派遣実績

(1) 支援連絡要員の派遣実績

派遣先	延べ派遣人数 (3/27現在)	実派遣人数 (3/27)
福島県	95名	9名
岩手県	70名	6名
宮城県	138名	9名
計	303名	24名

(2) 避難所対策

ア 避難所での健康対策等

派遣職種	延べ派遣人数 (3/27現在)	実派遣人数 (3/27)
歯科医師	10名	0名
医師	80名	11名
保健師	332名	27名
薬剤師	19名	1名
看護師	33名	2名
放射線技師	28名	0名
事務職	116名	5名
調整員	42名	0名
獣医師	9名	1名
医師 (こころのケア)	44名	9名
看護師 (こころのケア)	36名	6名
精神保健福祉士 (こころのケア)	10名	1名
ケースワーカー (こころのケア)	7名	2名
事務職 (こころのケア)	28名	4名
助産師 (こころのケア)	3名	0名
臨床心理士 (こころのケア)	8名	1名
保健師 (こころのケア)	3名	0名
計	808名	70名

イ 避難所運営支援

延べ派遣人数	実派遣人数 (3/27)
364名	60名

(3) 救護所等の医療支援

派遣内容	延べ派遣人数 (3/27現在)	実派遣人数 (3/27)
医師	238名	25名
看護師	242名	26名
保健師	16名	0名
理学療法士	7名	1名
薬剤師	109名	11名
介護福祉士	25名	0名
事務職	174名	17名
現地連絡職員	23名	1名
計	834名	81名

(4) 被災住宅対策

派遣内容	延べ派遣人数(3/27現在)	実派遣人数(3/27)
応急仮設住宅建設の支援	66名	6名
災害廃棄物処理の助言	15名	0名
計	81名	6名

(5) 給水対策

派遣内容	延べ派遣数(3/27現在)	実派遣数(3/27)
給水車による給水支援	給水車 7台	給水車 0台
	職員 242名	職員 5名

(6) 教育対策

派遣内容	延べ派遣人数(3/27現在)	実派遣人数(3/27)
学校避難所運営・児童生徒のこころのケア等	64名	8名

(7) その他

派遣内容	延べ派遣数(3/27現在)	実派遣人数(3/27)
し尿処理の支援	車両 7台	車両 0台
	人員 21名	人員 0名
土木施設の復旧対策	16名	0名
下水道管渠施設の一次調査	1名	1名
復興都市計画の決定に関する支援	10名	4名
ボランティア先遣隊	333名	0名
被災市町への直接支援	253名	61名
ボランティアに係る現地調整要員	16名	0名
災害救助事務支援	12名	3名
都市計画事務支援	8名	2名
物資集積所担当要員等	94名	16名
病院・福祉施設への入院・入所が必要な方の県内受入に係る現地コーディネーター	24名	0名
監察医	6名	1名
環境モニタリング専門家	2名	2名
職員災害応援隊	40名	0名
計	車両 7台	車両 0台
	人員 836名	人員 90名

構成府県からの職員派遣実績 総計	延べ派遣数(3/27現在)	実派遣数(3/27)
	車両 14台	車両 0台
	人員 3,532名	人員 344名

6 構成府県からの緊急支援物資の送付

[3月27日現在 (主なもの出荷総数)]

		送付内容 (主なもの)			
関西広域 連合全体	アルファ化米	178,641	食	乾パン	187,072 食
	即席麺	104,138	食	飲料水	502,517 本
	その他飲料	31,129	本	簡易トイレ (屋外設置)	230 台
	簡易トイレ (簡易式)	454	台	小児用おむつ	375,349 枚
	大人用おむつ	119,907	枚	生理用品	321,704 枚
	マスク	2,101,961	枚	医薬品	3,287 箱
	医療資機材	11	箱	乳児用調整調整粉乳	2,424 缶
	離乳食	34,860	食	ほ乳瓶	2,000 個
	毛布	64,261	枚	カイロ	285,553 個
	ブルーシート	22,950	枚	飲料水用ポリタンク	51,850 個
	飲料水用ポリ袋	21,525	袋	土嚢袋	29,583 袋

5 被災者の受け入れ
 (1) 被災者受入の準備状況

自治体	被災者(人数)	受け入れ施設	受け入れ状況	受け入れ計画	実施状況	実施内容	備考	その他
岩手県	10,000	庁舎(特別寮)などの臨時利用施設など	市町村で運営	被災者が現地避難所にてアンケート調査を行うなど、ニーズを把握中	被災者を3月22日に湯子町(岩手県)にて緊急避難所として開設(民間バスの協力を活用)	「介護」(仮設介護)や市町村施設に入り、その後、公営住宅、民間賃貸住宅へ移行、生活資金として避難支援金を活用し、世帯に10万円、単身者に5万円を限度とし、大館市内の市町村での受け入れ可能分を把握中	「介護」(仮設介護)の提供 ・「介護」(介護)費がいずれもサービスの確保 ・教育、(公立)私立学校への入学 ・生活資金(生活保護費、福祉資金貸付金の利用) ・就労支援(ハローワーク)との連携、求職活動の支援、就業支援 ・生活保護受給者、母子家庭等就業、自立支援センターの活用	・一日、夜泊、(特別寮)や市町村施設に入り、その後、公営住宅、民間賃貸住宅へ移行、生活資金として避難支援金を活用し、世帯に10万円、単身者に5万円を限度とし、大館市内の市町村での受け入れ可能分を把握中
和歌山県	2,000	公営住宅、民間賃貸住宅等	自治体職員とボランティアがサポート	被災者が現地避難所にてアンケート調査を行うなど、ニーズを把握中	和歌山県から送迎バスを派遣	和歌山県、和歌山市の市町村、関係機関が連携して被災者を全般的にサポート		和歌山県、和歌山市の市町村、関係機関が連携して被災者を全般的にサポート
兵庫県	10,000	受給者、公営住宅、職員住宅、民間賃貸住宅など	市町、ボランティアと協力し運営	整備した避難所の衛生確保など、避難所での暮らしの工夫などを宣傳準備が重要	被災者が兵庫県に3月22日から3月24日まで滞在し、和歌山県へ送迎バスを派遣	生活(生活保護費、就業支援金、教育費等)の確保、心身のケア、避難所生活の改善、生活資金の貸付など		生活(生活保護費、就業支援金、教育費等)の確保、心身のケア、避難所生活の改善、生活資金の貸付など
鳥取県	5,000	(特別寮)の第1期棟、公営住宅、職員住宅、民間賃貸住宅、学校施設など(14ヶ所程度)	自治体職員及びボランティアがサポート	3月25日に小幡コミュニティセンター型ボランティアなど3ヶ所を協議中	和歌山県から送迎バスを派遣	和歌山県からの移動バスを派遣(和歌山県からの移動バスを派遣)		和歌山県からの移動バスを派遣(和歌山県からの移動バスを派遣)
徳島県	2,000	公営住宅、民間賃貸住宅など500戸程度	自治体職員とボランティアがサポート	3月24日に徳島県から関係市町へ要入プログラムを情報提供	徳島県に関係市町からの希望受入を依頼	徳島県に関係市町からの希望受入を依頼		徳島県に関係市町からの希望受入を依頼
滋賀県	3,746	公営住宅、自治会館、コミュニティセンターなど(借り入れ可能な施設)	社連と連携をとり、ボランティアの活用も求めながらサポート	3月30日に受け入れに関するミーティングを実施	徳島県は業務委託により調整が難しいと報告している	徳島県は業務委託により調整が難しいと報告している		徳島県は業務委託により調整が難しいと報告している
京都府	5,000	公営住宅(府営)、市町村営、職員住宅等(今後、民間住宅、公的な宿泊可能施設など)	京都府で運営	3月23日に受け入れ本部にて緊急避難所(仮設)の運営状況と、京都ボランティアの状況を把握	徳島県は業務委託により調整が難しいと報告している	徳島県は業務委託により調整が難しいと報告している		徳島県は業務委託により調整が難しいと報告している
金沢市	44,746							

公営住宅等での避難者受入状況一覧

平成23年3月28日現在

府県名	受入実績数		
	公営住宅	職員住宅	合計
滋賀県	16 世帯 (61 人)	0 世帯	16 世帯 (61 人)
京都府	72 世帯 (292 人)	11 世帯 (43 人)	83 世帯 (335 人)
大阪府	74 世帯 (214 人)	0 世帯	74 世帯 (214 人)
兵庫県	99 世帯 (358 人)	0 世帯	99 世帯 (358 人)
和歌山県	7 世帯 (28 人)	0 世帯	7 世帯 (28 人)
徳島県	2 世帯 (4 人)	0 世帯	2 世帯 (4 人)
鳥取県	3 世帯 (14 人)	0 世帯	3 世帯 (14 人)
合計	273 世帯 (971 人)	11 世帯 (43 人)	284 世帯 (1,014 人)

福島県民の皆さまへ

『滋賀で過ごしませんか。』

このたびの東北地方太平洋沖地震におきまして、犠牲となられた方々に対し、心より哀悼の意を表するとともに、今なお安否が確認できない方々の一日も早いご無事が確認されますようお祈りします。

また、今なお、避難所での厳しい生活を余儀なくされている被災者の皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

「皆様によりよい環境でお過ごしいただき、少しでも安心を得ていただきたい。」との思いから、滋賀県では、当面、生活いただく場所をご用意しております。

滋賀県は福島県から少し離れておりますが、歴史的にみると、近江商人／蒲生氏郷との繋がりなど縁の深いところです。

避難されている皆さまの受入体制を整えて心からお待ちしておりますので、どうぞお越しください。

○ まずは「滋賀」にお越しください。

県内の市町の公民館やコミュニティセンターには畳の部屋や台所があり、当面、ここで過ごしていただきます。

引き続き滋賀での生活をご希望の方は、例えば、県営・市営住宅や民間の賃貸住宅などに入居していただけるよう支援体制を整えております。

被災された皆さまは、家屋や家財道具などすべて失われ、ご自分で遠くへは移動できないと思われまますので、滋賀からバスでお迎えに行きます。

福島から遠く離れた滋賀で過ごす時に、今までどおり同じ集落単位や親戚、知人同士と一緒に過ごせるためにも、ある程度のまとまりを作っていただければ滋賀からバスを仕立てます。

○ お申し込み等

- ・ 希望される方は、下記の受付場所にご相談ください。
- ・ 受付場所において、「滋賀県での生活申込書・基本情報票」に必要な事項を記載してください。
- ・ 直ちに、受入先を調整し、集合時間などをお知らせします。

○ 受付場所

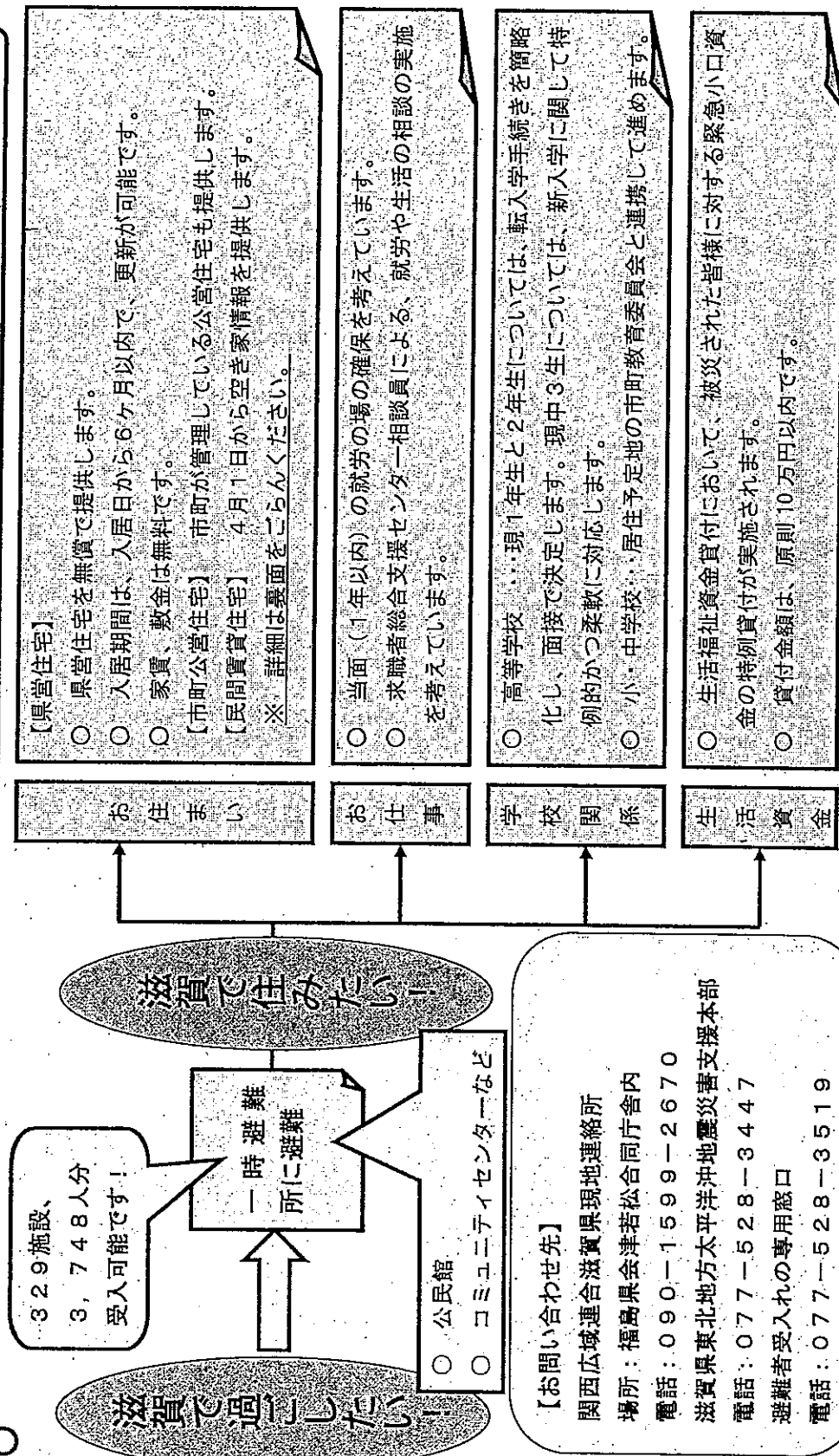
関西広域連合現地連絡所

場 所：福島県会津若松合同庁舎（会津若松市）内

電 話：090-1599-2670

～避難を希望される福島県民の皆さまへ～

滋賀県からのお知らせ



地震で被災された方への県営住宅の無償提供等について

1 県営住宅を無償提供します。

1) 対象者

東北地方太平洋沖地震で被害を受けられた方（※来県の予定が決まっている方）

- ①地震、津波等による住宅への被害により、現在の住宅に居住することが困難な方
- ②原発事故に伴う避難指示等がなされている半径30km圏内の居住者

2) 入居期間 入居日から6ヶ月以内。ただし、更新が可能です。

- 3) 家賃、敷金 免除
- 4) 住宅の設備等

①浴槽はありますが、台所のガスコンロ、部屋の照明器具はありません。

②布団、なべ、食器などの生活家財はありません。

③電気、ガス、水道代等は、入居者の負担となります。

2 滋賀県内の市町の公営住宅も提供します。

1) 滋賀県内の市町が管理している公営住宅も提供します。

2) 家賃等条件は市町によって異なりますので、県住宅課にお問い合わせ下さい。ご紹介いたします。

3 民間賃貸住宅の情報を提供します。

滋賀県内で、被災者への提供が可能な民間賃貸住宅について、県が各不動産関係団体（会員事業者数：約1,070者）を通じて各事業者から空き家情報を収集し、提供します。

- 1) 空き家情報公表予定時期 4月1日（以後、随時更新予定）
- 2) 費用等

①家賃や敷金・礼金を免除または減額される住宅もあります。

②仲介手数料を免除または減額される住宅もあります。

【申込・問合せ窓口】

滋賀県土木交通部住宅課 公営住宅担当 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 電話：077-528-4234（直通）
住宅まちづくり担当 077-528-4235（直通）

被災された皆様へ

平成23年3月27日

京都での避難生活と、京都シャトルバスの御案内

今回の大地震で犠牲となられました方々に対し、心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様をはじめ、避難生活を余儀なくされておられます皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

京都府では、避難生活を余儀なくされている福島県の皆様に「できる限りの応援をしたい」「少しでも安心して生活していただきたい」との思いから、当面生活いただく場所を用意しております。

福島県から離れておりますが、是非、京都府へお越しください。

- 京都府へ移動される方については、ひとまず京都府庁内の体育館等にお入りいただき、皆様の今後のご希望をお伺いし、京都府や京都府内の市町村が運営する公的住宅などへの入居の斡旋を行います。
- 3月22日(火)に8名の方、25日(金)には2名の方が福島県を出発され、京都府庁へ到着されました。また、28日(月)には9名の方が出発されます。
(以降は、4月2日(土)、7日(木)の予定で、京都シャトルバスを運行します。)
- 京都へ到着後、京都府以外の近畿府県への居住等を希望される方は、希望の府県へ斡旋します。
- お申し込み方法は、
 - ① 下記の受付場所までご連絡ください。
 - ② ご連絡いただいた後に、「災害避難者の保護にかかる基本情報票」をお渡ししますので、必要事項を記入してください。

◇ 関西広域連合現地事務所

場 所：福島県会津若松合同庁舎（会津若松市）内

電 話：090-3050-7607

◇ 京都府支援対策本部 避難者受入班

（京都市上京区「京都府庁内」075-414-5930）

H23.3.23

大阪府における被災された方の受入等のご案内

【被災者生活相談窓口】

被災された方が大阪で生活していただく際のご相談に応じます。

○ 開設時間

平日 午前9時～午後6時

○ 開設場所

・ 咲洲庁舎 26階 住宅経営室内 (TEL 06-6210-9290)

・ 大手前庁舎新分館 建築振興課内 (TEL 06-6944-6690)

*なお、府営住宅の入居に関する相談は専用電話で行っています。

府営住宅専用電話 (TEL 06-6210-9779)

【一時避難所への受入のご案内】

府営住宅などへの入居までに一時的に滞在していただくため、一時避難所を設けています。

・ 府庁新別館 10階 武道場等 200人 (1万人規模で受入可能)

・ その他、順次追加確保していきます。

【大阪府営住宅等への受入のご案内】

大阪府営住宅及び大阪府住宅供給公社住宅について、空き住戸の提供を行うとともに、大阪市、堺市のほか、その他市町の公営住宅や独立行政法人都市再生機構（UR）賃貸住宅に関する情報提供を行っています。

□ 大阪府営住宅 約450戸を提供(今後最大約2,000戸まで拡大予定)

□ 大阪府住宅供給公社賃貸住宅

約25戸を提供(今後100戸まで拡大予定)

※上記の大阪府営住宅と一体的に受付を行っています。

・ 被災者の方(福島原子力発電所の事故に伴い避難措置を講じられた方を含む)に大阪府営住宅等の空き住戸の提供を行います。

・ 平成23年3月22日(火曜日)から咲洲庁舎26階住宅経営室で入居手続きを行っています。

基本スキーム(例)

※ 被災者の皆さんの希望と状況に応じ、①と②を組み合わせさせた支援を実施

被災者(例)

- ・ 二世帯(親子)家庭
- ・ 学生(高・中・小) 就学基盤を喪失 生徒のみがミニ留学(学童疎開)
- ・ 継続的医療措置が必要な患者(透析患者など)
- ・ 高齢夫婦世帯

① 「移動」と「住まい」の確保

- ・ 「移動」
- ・ 「住まい」
(公営住宅(府・市町村)、公社住宅、ホームステイ、既存施設(宿泊施設・学生寮)、民間住宅などの活用)

② 被災者のサポート

- ・ 「医療」
(医療機関の確保)
- ・ 「介護」
(介護・障がい福祉サービスの提供)
- ・ 「教育」
(公立・私立学校編入学)
- ・ 「生活支援」
(生活保護、福祉資金貸付の活用)
- ・ 「就労支援」
(ハローワークとの連携、緊急雇用創出基金事業、母子家庭等就業・自立支援センターの活用)

《役割分担》

【大阪府の役割】

1. 現地での周知徹底
2. ニーズ把握と全体コーディネート(関西広域連合と連携)
3. 大阪までの「移動」
4. 大阪での「住まい」

【市町村・地域の役割】

5. 府内受入れ後は、住民として、市町村、地域、NPOやボランティアによるサポート

【関係機関との連携】

6. 関係団体・専門機関等によるサポート

受入れ期間と支援メニュー(例)

	短期(1か月程度)	中期(3~6か月)	長期(6か月~1年)
移動	<ul style="list-style-type: none"> ◆被災地と連携した移動手段確保(民間バス・航空会社への協力依頼) ◆移動費の公費負担 		
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ◆公的住宅(府・市町、公社、UR、雇用促進住宅)確保(単身高齢者にはグループホーム的入居など弾力的な対応を認める) ◆民間住宅活用(賃貸住宅・不動産業関係に協力依頼) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ◆短期ホームステイ先の確保 ◆ホテル、旅館など宿泊施設の確保(観光・ホテル協会等に協力依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆就学児童の生活拠点の確保(青少年施設、ユースホステル、宿坊、宗教施設など)(府内関係機関・団体に協力依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童養護施設等の確保
	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉施設(高齢者・障がい者など)の確保 		
医療 介護	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療機能・施設の確保(透析・糖尿・常時服用薬等)(医師会・病院協会・医薬品協会等に協力依頼) ◆介護・障がい福祉サービスの提供 		
教育	<ul style="list-style-type: none"> ◆公立・私立学校へ編入学(私学団体 府内市町村との連携) 		
生活 支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活物資支援(府民や企業の寄付)(府民や企業への呼びかけ、市町村や福祉団体などに協力依頼) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活資金の支援(短期貸付、見舞金支給などを検討) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活資金の支援(生活福祉資金貸付、生活保護など)(国に対し特別措置の必要性を要請) 	
就労 支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ハローワークや企業連携によるリスタートサービス(大阪労働局に連携協力依頼) ◆母子家庭等就業・自立支援センターの活用 ◆緊急雇用創出基金の活用 		
きめ細 かなサ ポート	<ul style="list-style-type: none"> ◆ボランティアによる被災者定期訪問(個々の相談内容に応じて適切な専門相談窓口をあっせん)(府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会等に協力依頼) ◆地域による声かけ・見守りなど 		

被災地から兵庫県への受入(一時遠隔避難所及び応急仮設住宅等) ～被災地復興までの兵庫での暮らし～

兵庫での暮らし

被災地の避難所等

民間バス会社、自衛隊、航空会社、旅客船会社等と連携して搬送

被災地のコミュニティを維持

一時遠隔避難所
学校の空き校舎等を環境整備して使用
※別添イメージパース参照

期間・ニーズ等のマッチング

仮設住宅等

【県営住宅】
○使用料、敷金免除(光熱水費、共益費等は自己負担)
○原則6ヶ月以内(事情により1年、最長2年まで延長可)
【市町公営住宅】市町が管理している公営住宅も提供
【民間賃貸住宅】空き家情報を提供
【ホームステイ】ホームステイ受入れ家庭の情報を提供
【既存施設】官民の宿泊施設、保養所、寮などの情報を提供

仕事

○就労や生活の相談の実施を検討します。

学校

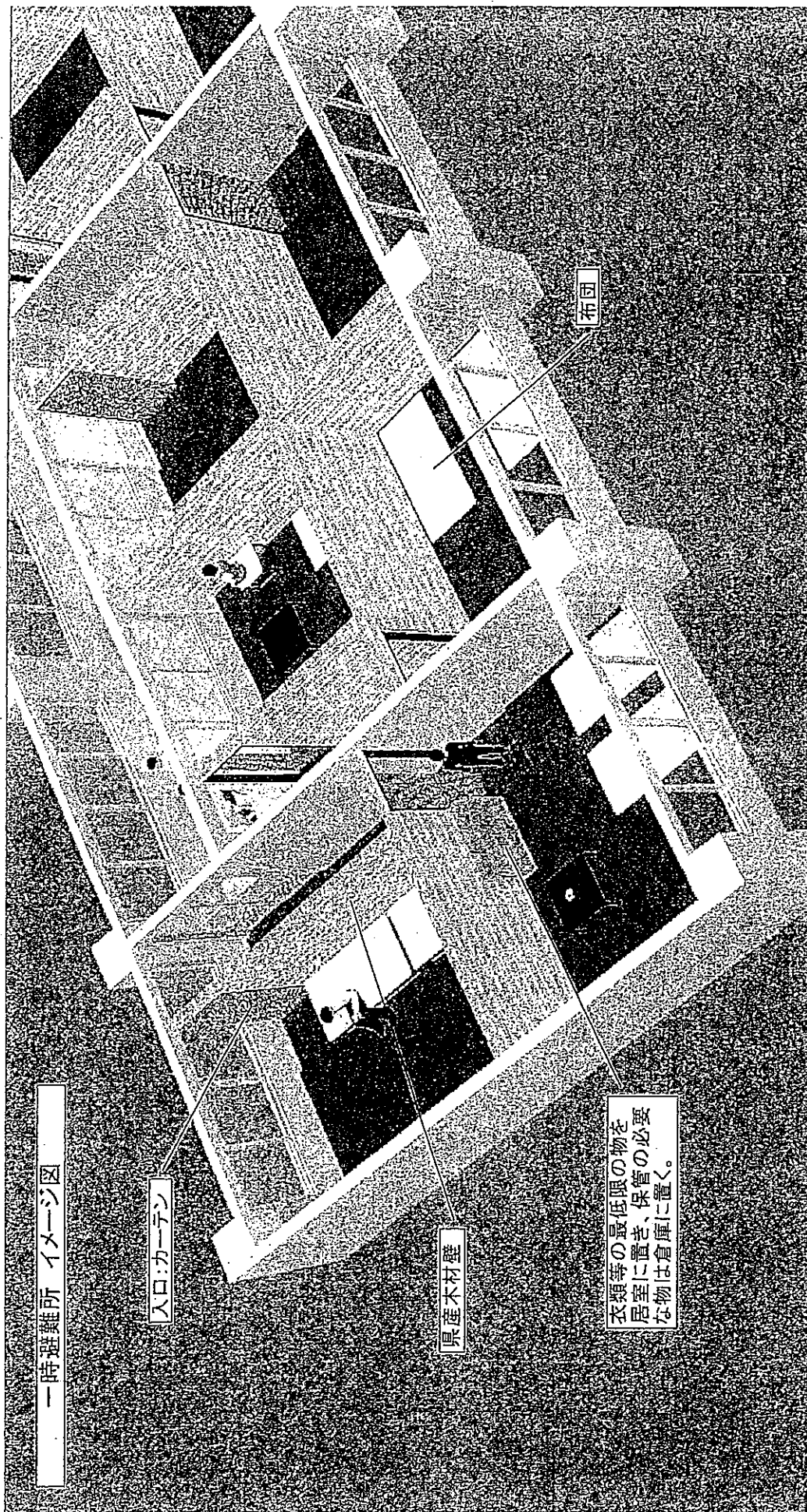
○小・中学校…居住予定地の市町教育委員会、所定の小・中学校に転入学できるように対応します。
○高等学校…公立高等学校の受け入れは、定員に関わらず柔軟に対応します。

生活

○生活福祉資金貸付において、被災された皆様に対する緊急小口資金の特例貸付が実施されます。
○貸付金額は、原則10万円以内です。
○各地域で、行政と地域が一体となって様々な生活支援を行います。
○生活に必要な物品(照明、コンロ、寝具、電気製品等)を提供します。

健康

○病院等医療機関の情報提供を行います。
○人工透析が必要な方々に対する支援の一環として、透析施設・住宅間の送迎サービスが提供可能な地域の県営住宅を提供します。
○避難所における保健師の巡回訪問等を行います。



一時避難所 イメージ図

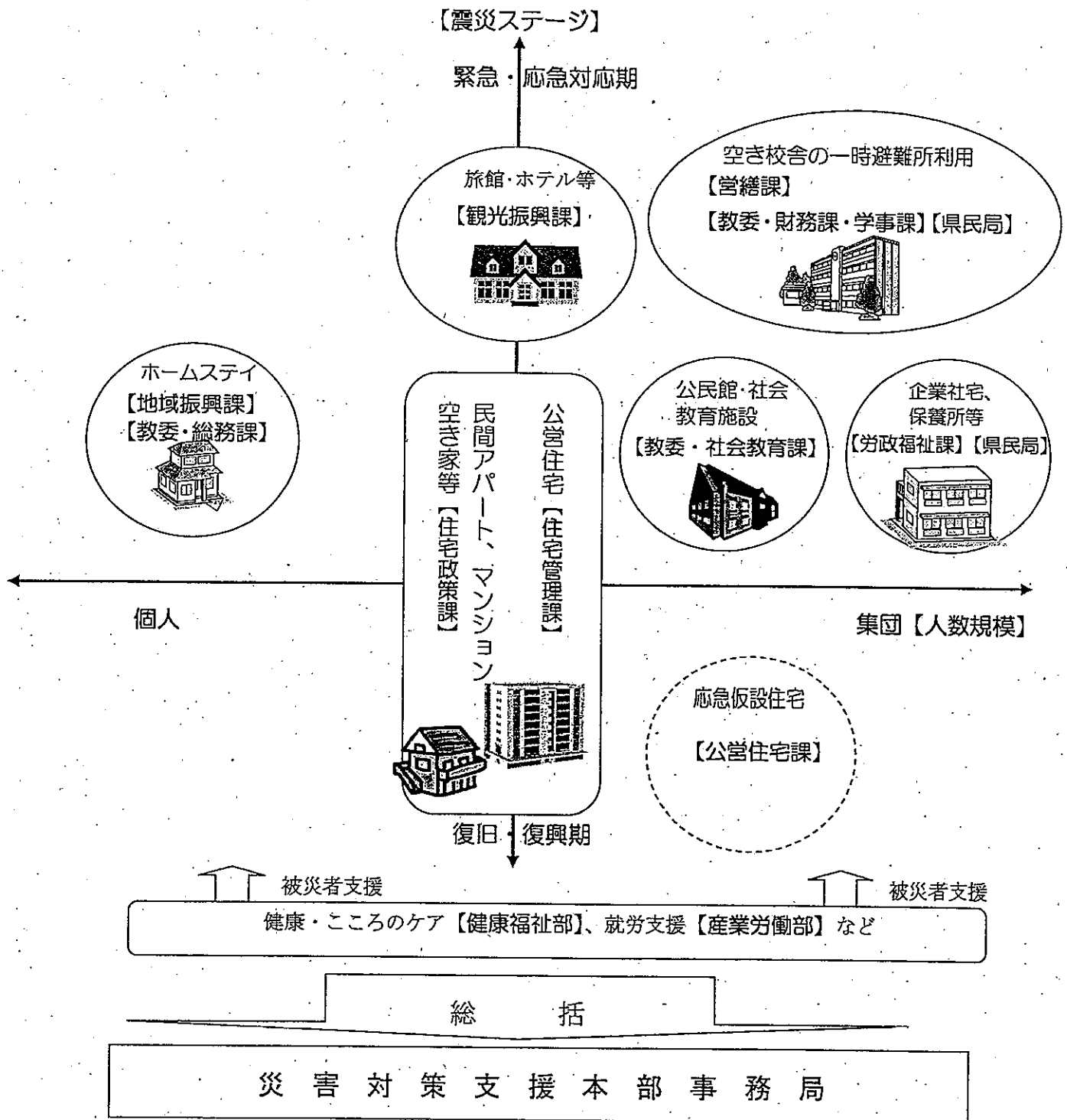
入口:カーテン

原産木材壁

石垣

衣類等の最低限の物を居室に置き、保管の必要な物は倉庫に置く。

避難者受入に係る庁内体制



【問い合わせ先】 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課被災者支援参事 TEL : (078)362-9861

＜和歌山県＞

和歌山県における被災された方の避難受入れについて

和歌山県では、今回の地震による被災者の皆様方の生活全般を支援するため、公営住宅、民間賃貸住宅等を一時的に無償で使用していただくこととしています。また、単に「住まい」を提供するだけでなく、被災者の皆様方の声をお聞きし、「医療」、「教育」、「生活支援」などきめ細かな生活のサポートをご用意します。

なお、この被災者の皆様方への支援は、関西広域連合が行う被災者支援の一環として実施するものです。

○ 和歌山への「移動」と「住まい」の提供

- ① 和歌山県への集団移動希望者を岩手県内の市町村で募集
- ② 現地（避難所等）からの移動手段として、和歌山県から送迎バスを派遣
- ③ 送迎バスにより和歌山県内の旅館、ホテル等へ（2泊程度）
- ④ 旅館、ホテル等滞在中に、入居住宅をご案内
- ⑤ 和歌山県内の公営住宅、民間賃貸住宅等にご入居

○ 被災者生活のサポート

- ① 入居世帯の構成に応じ、寝具用品や台所用品など必要な生活用品を和歌山県から提供
- ② 「医療」、「教育」、「生活支援」などのきめ細かな支援メニューにより、和歌山県、和歌山県内の市町村、関係機関が連携して被災者の皆様方の生活全般をサポート

○ 問い合わせ窓口

【集団移動】

和歌山県総務部危機管理局消防保安課（被災地支援対策本部活動調整班）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

電話 073-441-2261（直通）

【集団移動以外での「住まい」】

和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

電話 073-441-3210（直通）


東北地方太平洋沖地震への対応

現在の位置: [東北地方太平洋沖地震への対応](#) → [鳥取県の支援状況](#) → [鳥取県への被災者の避難受入プラン](#)

Tweet いいね! 45

<p>発表情報</p> <p>地震への対応トップへ</p> <p>鳥取県の支援状況</p> <p>開催会議・会議資料等</p> <p>報道提供資料</p>
<p>被災者の方への情報</p> <p>総合相談窓口</p>
<p>被災者支援へのご協力のお願い</p> <p>救援物資</p> <p>義援金</p> <p>ボランティア</p>
<p>その他の情報</p> <p>県内の環境放射線測定結果</p> <p>東北地方太平洋沖地震及び県内の津波状況</p> <p>義援金詐欺にご注意</p> <p>リンク集</p>

鳥取県への被災者の避難受入プラン

 [もどる](#) |

鳥取県では、ふるさとを離れて一時避難される皆さんが、安心して生活をしていただけるよう、宿泊施設や公営住宅等、グレードの高い集団避難所や福祉避難所(社会福祉施設等)を、以下の3つのプランで受け入れます。また、避難中の生活に支障のないよう日用生活物資や生活資金などの手当ても行います。(避難者の移動準備が整い次第、受け入れを開始します。)

東北関東大震災に被災された皆さまへ

東北関東大震災に被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。鳥取県は、先の年末年始に発生した大雪被害の際も、大渋滞に巻き込まれた方々へ沿道住民の皆さまによって様々な支援が行われるなど、「共助」の精神あふれるあったかな土地です。

宮城県の方々の皆さまに安心して鳥取県においでいただけるよう、準備を整えてお待ちしておりますので、どうかご遠慮なく問い合わせいただくようお願いいたします。

1 避難される方に応じた3つのプラン

1. 小コミュニティ受入れ型プラン(数世帯でのコミュニティを想定)

一次施設として宿泊施設(温泉旅館、セミナーハウス、コミュニティハウス等)にしばらく滞在していただき、次のステップで2次施設として住宅(県職員住宅、県営住宅等)に入居していただくプラン。(第1弾施設の資料は別紙)

【期間】

当面、6ヶ月程度

- [小コミュニティ受入れ型プラン\(PDFファイル:135キロバイト\)](#)
- [被災者受入れ可能施設一覧表\(PDFファイル:22キロバイト\)](#)

2. 一時遠隔避難所型プラン(100人以上程度の集団を想定)

一定程度の集団での移転のために、グレードの高い一時避難所を開設するプラン

【期間】

当面2ヶ月程度、必要に応じ延長

- 一時遠隔避難所型プラン(PDFファイル:110キロバイト)

被災者受入れのためのパッケージ支援

被災地から移動中のケアから避難施設でのケアまでパッケージで支援

- 被災者受入れのためのパッケージ支援 (PDFファイル: 150キロバイト)

3. 福祉・医療・要援護者受入れ型プラン

高齢者、障がいのある方、入院・通院が必要な方等を社会福祉施設や病院を中心に受け入れるプラン

【期間】

避難者の方の状況を勘案

- 福祉・医療・要援護者受入れ型プラン(PDFファイル:110キロバイト)

2 避難受入のプロセス

1. 鳥取県への移転希望を募集・調整確定



2. 被災地からの移動は鳥取県からバスを派遣してお迎えます

健康のケアのため看護師が同行、移動の途中にホテルで1泊程度の宿泊を想定



3. 1次施設(旅館、セミナーハウス、集団避難所等)への入居

3 避難施設でのケア・生活用品等の提供

- 県・市町村の職員とボランティアにより食事提供等のお世話や支援をします
- 健康・心のケアのため医師・保健師等の巡回のほか、病院施設等と連携します
- 温泉施設等と連携し定期的な入浴機会を提供します
- 児童生徒等の学校就学・保育園入園等の受け入れを行います
- 避難所及び住宅での生活に必要な生活用品・住宅用品を提供します
- 当面の生活資金として生活福祉資金等の手当てに対応します
- 雇用就業について相談・支援します

徳島県への被災者の避難受入れプログラム

1 ポイント

徳島県では、被災者の方々のＱＯＬ（生活の質）を第一に考え、公営住宅や民間賃貸住宅等の住宅に、原則無償で、被災者の方々を受け入れます。

また、身一つでの避難でも生活できるように、生活物資の提供や生活資金の供与を行います。

2 集団受入れのプロセス

・ 3ステップで実施します。

- ① 徳島県への集団移転希望者を募集／確定 【宮城県内の市町村】
（情報提供のため、徳島県から人的派遣も可能です）
- ② 現地（避難所等）から、徳島県内のホテル／旅館へ（1～2泊）【徳島県】
（ホテル滞在中に、入居住宅の生活環境を整備します）
- ③ 徳島市内及び近隣の住宅（公的・民間住宅）を中心に入居 【徳島県】
（海岸沿いの物件は避けています）

なお、現地からの移動手段として、徳島県から送迎バスを派遣します。

3 生活資金・生活用品等

- ① 当面の生活資金として、1世帯30万円を供与します（単身世帯は、半額）。
《帰省費用にも使えます》
- ② 県民から支援物資として届けられた生活用品（布団・毛布、照明器具、洗面用具、電器製品等）を提供します。
- ③ 被災者の方のケアのため、ご家族毎に担当者（行政職員、ボランティア）を決め、教育や医療・介護、雇用相談など、きめ細かな対応をします。

◆徳島県知事からのメッセージ◆

東北関東大震災で被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
徳島県はじめ関西広域連合は、救助をはじめ支援活動に全力で取り組んでいます。今後、復旧・復興にも金面的に協力していきます。

本県と致しまして、一日でも早く、皆様が安心して暮らせるよう、集団で徳島県へ避難頂くプログラムを始めました。ご遠慮なく、お問い合わせ下さい。皆様のお越しを県を挙げてお待ちしております。

徳島県知事 飯泉嘉門

